

自修文 獎學敕諭

送り假名、返り點を附せしむるを主とし、兼ねて前課を承けて大正天皇の特に教育に大御心を用ひさせ給ふ聖意を奉戴せしむべし。

釋義

【今上】 君主國に於て現在の皇帝を稱し奉りていふ。史記に今上本紀あり。史記は漢の武帝の時に成る、故に武帝を稱して今上と曰ひしなり。

大正上天皇、御名は嘉仁、明治十二年八月三十一日の御降誕。大正十五年十二月二十五日崩御。

【即位】 大正四年十一月十日、京都紫宸殿にて即位の大典を行はせ給へり。

【文部大臣】 時の文部大臣は高田早苗氏なり。

【皇考】 亡父を尊びていふ。「皇」は大なり。「考」は亡父なり。禮記、曲禮に「祭王父曰皇祖考、王母曰皇祖母、父曰皇考、母曰皇姆、夫曰皇辟」と見ゆ。

【紹述】 「紹」は繼なり。「述」は前人の事に循ひて之を成すなり。

【遺緒】 残しおかれたる事業なり。

【對揚】 答へ奉りて宣揚するなり。書經「敢一天子之休命」の孔傳に「對、答也、答、受美命、而稱揚之」とあり、蔡傳には

「對者、對以レ已、揚者、揚於衆」とあり。

【彝訓】 常に守るべき教なり。「彝」は常也。永久變らずに守るべき教訓の義。

文字

【敕】 「敕」を正、「勅」を俗とす。

【彝】 「彝」を正、「彝」を俗とす。

備考

勅諭の原文は左の如し。

御沙汰

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又勅シテ其ノ大綱ヲ昭ニシ給ヘリ朕遺緒ヲ紹述シ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓ヲ對揚セムコトヲ期セヨ。

附 載

【教授上の注意】 第一〇課「文字構造例」に關聯して、部首の名稱並びに用例を授けて、文字の知識を正確ならしむるは肝要なることなり。附載は参考の爲に附したるものなれど、卷末にて一時に授くべきものにあらざれば、隨處隨時に教授せられんことを望む。

轉用とあるは、偏として用ひらるべきものが、冠・脚・旁となり、旁に用ひられしものが、冠・脚・偏に用ひらるる等を指して云ふ。

尙ほ参考の爲左に特に注意すべきもののみを述べし。

一、偏として用ふるもの

【イ】 偏として用ふるが、寧ろ轉用といふべきならんか。

【巾】 佩巾、身につけたる「キレ」の垂下せる象形文字。されば之に屬する文字は布帛の義あり。

【イ】 少しく歩む義あり。故にこの字に屬するものは、歩行の義を有す。

【工】 説文に「巧飾也、象人有規矩也」と註せり。

【方】 もと船を並べし形なり。用例として示せる文字は、方には關係なく、旗即ちかに縁あるものなり。「旁」は方を音とする文字なり。説文にはかの部首を置けり。康熙字典の分類配屬には、無理あれば、眞の研究説明は説文に據らざるべからず。

【止】 足首の象形文字とす。「アシアト」、「トドマル」の義とす。

【歹】 骸骨を象どりたる文字なりと云ふ。之に屬するは、多く死に縁あり。

【片】 木を二分せる象形、左を片とし、右を片とす。字義としては「片」を用ひ、片は多く字音として用ひらる。牀牆の片はいづれも音を示す。版・脾・牒の右は音にて、片は義を示す。

【彡】 犬の象形なり。犬は古昔人類の生活に關係多かりしを以て、之を以て「ケモノ」を代表せり。故に之に屬するは、犬及び「ケモノ」の類に縁ある文なり。

【王】 玉石を縁にて貫通せる形なり。されば玉がもと「タマ」の字なり。後世帝王の王と區別せんが爲に「」を加へたり。されば偏となれば寧ろ正用なり。

【示】 上天の神が威光を下す象形とす。故に之に屬する文字は、多く神事祭事に關す。尙ほ筆寫のとき衣偏と同じく書くこと

あるをも注意すべし。

【禾】五穀の穂の出でて垂れたる象形、もと水と書す。「ノギ」と云ふは「ノ」「木」なり。之に屬する文字は多く五穀に關係あり。

【立】もと大と書く。人の地上にたちをる様を象れるなり。故に之に屬する文字は多く「立」に關係あり。「竟」「童」は立に屬すれど、義は關係なし。

【缶】一種の「カメ」象形なる故に、之に屬する文字は「カメ」に縁あり。「缶」と書するは誤なり。

【羊】ヒツジの象形文字なり。之に屬する文字は羊の族なり。又羊は味よければ善美の義あり。

【耒】手と木との合字。木は耕作に用ふる木の用具。手はその先端にかかれる雑草を示す。故に「スキノ柄」の義とす。之に屬する文字は耕作に縁あり。

【月】肉の字の變形なれば、之に屬する文字は身體に關係あり。日月の月に屬する文字と混ぜぬやう注意すべし。然れども此等は慣用度を果ねれば、自然に會得すべければ、漢字に多く接するやうに勵まされたし。筆寫上は、肉はもと月なれば中の二線は兩側に接し、月は月なれば左側にのみ接して右側に接せず。されど、此等は便宜説明することありとも、筆寫の

實際は同一にして可なり。

【末】筆寫の實際は示ヘンと同一なるを以て、これは出来るだけ六畫に書くやうありたきものなり。

【豸】肉食獸の他の獸に伺ひよる狀に象る。故に之に屬する文字は猛獸に縁あり。

【附】此の前に「豕」があるべきなり。扁としては「キノコヘン」といふ。之を偏とするものに「豨」「猪」等あり。「豕」は「ブタ」即ち「キノコ」の象形なり。

【貝】「カヒ」の象形文字なり。太古にありては、美しき貝類を寶物とし、貨幣として用ひたり。故に金銀財貨に關する文字は貝に従ふ。之を「コガヒ」といふは「オホガヒ(貝)」に對する名なり。

【附】赤の字の偏となる字あり。赧・赫・赭等皆赤に義あり。赧の赤は音符なり。

又、身の字を偏とするあり。躬・躄・軀等あり。ミヘンとよぶ。【酉】酒瓶の象形なり。故に之に屬するは、飲料及び醸造成熟等の義あり。「ヒヨミノトリ」と呼ぶは、干支に用ふるにより、鳥と別ちていふなり。

【附】彩釉の偏は采にして八畫、釋の偏は采にして七畫なれど、普通には特に區別する要なからん。

里を偏とするものに、野あり。予は音符なり。

【卩】阜の略體なり。邑の變形たる卩(旁にのみなる)に對して、「コザト」といふ。偏としてのみ用ふ。小丘の象形なり。故に之に屬するものは概して土地丘陵に縁あり。

【附】青を偏とするあり。靜・靛等は青に義あり。影・靚等は音義共にあり。

面を偏とするあり。靦の字これなり。

【革】獸皮より毛を取り去りたる義をあらはす字なり。「ツクリガハ」といふ所以なり。故に改革即ち「アラタムル」義生ず。

【章】革を更に柔にしたるなり。故に之に屬する文字は「カハ」に縁あり。

【附】音に屬する文字あり。韻(韻)詔等これなり。

風を偏とする文字あり。颯・颯・颯等なり。

首を偏とするあり。頤これなり。

香を偏とするあり。馥の如きこれなり。

鳥を偏とするあり。隼・隼等なり。

齒を偏とするあり。齒は石鹽即ち自然の「シホ」なり。

鹹・鹵等は齒に義あり。

鹿を偏とするあり。麋・麋の如きこれなり。

黍を偏とするあり。黏・黏の如きこれなり。

附 載

一九一

黒を偏とするあり。黔・黢・黢・黢・黢等は黒に義あり。獸の黒は音符なり。

此の外本書にあげざるものに鼠・鼻・齒等を偏とするあり。何れもそれらの義を有せり。

二、旁として用ふるもの

【卩】符節なり。「ワリフ」・「シルシ」の義あり。節の義となして、「セツヅクリ」・「フシヅクリ」といふなり。卯には音義なし。これは門戸を開きし形なり。

【又】右の手なり。之に屬するは、「トル」義あり。又助け、加ふる義あり。因みに云ふ、右の字は又と口との合字なれば、ナの書方は又の順序のやうにノ一とあるべきなり。

【寸】又と、との合字にてもと手の脈どころの義なり。そこは掌より一尺の十分の一の距離にあるを以て、一寸の義とす。寸を以て物を「ハカル」を以て、「ハカル」法度の義を轉出す。

【彡】毛髮の美しく生ぜる形を象れる文字。故に之に屬する文字は外貌に關するもの多し。「ケカザリ」といふは本義に據り、「サンヅクリ」といふは、彡の音に據れるなり。

【戈】「ホコ」の象形なり。故に「ホコヅクリ」といふなり。

【反(反)】トは音符、又は手、軽く打つ義あり。「ボクヅクリ」と

いふは音に據れるなり。欠は文とは別なり。混すべからず。「附」支を旁とする文字あれど、通用極めて狭ければ、特に教授する要もなからん。

【欠】「アクビ」する形に象れる文字なり。「ケンヅクリ」とは音をいひ、「アクビ」とは義に據りていふ。「欠」もと「ケツ」の音なし。「ケツ」といひて缺の義に通用するは、「缺」を「缺」と誤り寫し、略して「欠」とせるによるか、或は關の欠を取れるか。【爰】凡は音「シュ」、又は手、もと杖を以て人を撃ち殺す義。故に之に従ふ文字は概ね撃つ義あり。「ルマタ」といふは、形片假名のル(もと凡にて第一畫と第二畫の初筆とは密接すべきなり。ルの如きにあらず)と又の合せるに似たればにて、「ツハモノヅクリ」といふは、爰は一種の兵器なればなり。「ツハモノ」とは兵器の意なり。

【瓦】焼きたる土器の象形。故に之に従ふは、土器の義を有す。屋根「ガハラ」のみと誤解せぬやう注意せしめし。

【聿】筆の古字なり。

【佳】鳥は尾の長き「トリ」の象形にして、佳は尾の短き「トリ」の象形なり。されど他の字と合して新字を作る時は必ずしも然らず。雉・雞の如きは長尾なるなり。「フルトリ」といふは、舊の中にある「トリ」の意に據れるか。

因みに、隻は又(即ち手)に「トリ」一つもてる義、雙は二つ持てる義なれば、比較して隻と雙との音義を明かに了解せしめたし。

三、冠に用ふるもの

【上】此の部首に屬するものは多く象形文字なれば、これのみには音義あらず。されば説文には此の部首なし。「イササンカムリ」・「ナベフタ」といふは其の形に依りて名づけしものなり。

【入】俞は入には音義ともに關係なけれど、形の上より便宜ここに收めたるなり。さて、内・全・兩・俞等、筆寫の際は人に從ふも妨げなかるべきか。

【八】もとそむき分つ意あり。兼は二つの禾を又(手)にて握れる義なれば兼を正しとす。兼とするはむしろ俗字なり。共・兵・典・具等は、八に音義とも關係なし。

【元】「カブリモノ」の象形なり。故に之に従ふ文字は「カンムリ」又は「オホフ」義あり。「ワカンムリ」といふは片假名のワの字に似たれば呼び、「ヒラカムリ」と云ふは「ウ」の頭の上に出でたるに對するなり。

【一】斷崖の象形にて、「ガケ」・「キシ」の義あり。その下には人

の住み得る處を指すにより、尸の義の如くに用ひられ、廁・厦・廈、厨・厨、廁・廁等の文字作制せられたるなり。

【大】人の兩手を廣げ、兩足をまたげて、おほきくなれる形に據れるなり。

奠・奥の大は卩の變形にて大にあらず。

【尸】人の臥したるに象れる文字。故に之に屬するは概ね身體に緣あり。

【ヨ】豕の頭に象れるなりといふ。「ケイガシラ」といふは「ヨ」の音「ケイ」なるに據る。

【气】氣の起ちのぼる様を象れるなり。氣・氣・氣の下半は音を示せるなり。氣はもと米を人におくる義。故に米に従ひ、氣を音とせるなり。のち、食を加へて飢の字を作るに至り、氣を以て、氣の字の用とせり。

【爪】「サウネウ」の文字としては、爬・爬等あり。なほ爪と誤り寫さぬやう注意せしめし。

【附】父を冠とするあり。爺の如し。斧・釜の父は音符なり。【六】此の字もと止とその反對の字との合字にて、兩足を開きて歩み出でんとする義あり。

【四】「网」と書くが正しく四は略體なり。「アミ」の象形にて網の本字なり。

【老】部首としては老なり。故に「オイカムリ」と呼ぶなり。孝考の如きは合字の時、匕を略せるなり。老はもと人毛匕(化の本字)の合字なり。人年を重ねて毛髮白く化するの義なり。

【虎】虎の皮の模様象れるなりといふ。又「トラカムリ」ともいふ。

【附】面は覆ふ義なり、覆・覆・覆の上は之に従ふべし。

【影】毛髮の長く垂れたるを示す。多は毛の義とす。又「カムリ」もいふ。

四、脚に用ひしもの

【鬼】もと死者の「タマシヒ」をいふ。轉じて「アヤシキモノ」の義とす。

【麥】「ムギ」の本字は來なり。來を「キタル」の義とするに至りて、麥を以て「ムギ」の字とせり。「バクネウ」といふは、其の音に據れるなり。本書に擧ぐるほか、普通に見るは麩・麩・麩(麩の俗字)等なり。

五、構となるもの

【口】音「ケイ」のときは、國の遠き界をいふ。音「ベキ」の時は「冠の本字なり。冒冕等の上部は「冠」の義にて、音「ベキ」の方の

形によれるなり。「ケイガマヘ」といふは其の音に據れるなり。
【口】 物を受くる器の象形文字なり。「カンガマヘ」といふは其の音に據れるなり。之に屬する凸凹は象形文字なれば、口には關係なし。

【勺】 人の前かがみになりて物を抱へし形に象る。包の本字なり。「ハウガマヘ」は音により、「ツツミガマヘ」は其の訓に據れる名稱なり。勿はもと旗の象形字なれば、勺に従ふ文字にはあらず。

【匚】 「ハコ」の象形。音は「ハウ」。「ハコガマヘ」は訓によれる名稱。

【匚】 一は覆ひ、しは隠す義あり。即ち匚は覆ひかくすなり。故に形も一の左端は第二畫しの初筆より少し左に出で、しの左下方の曲げ方も直角をなさずやや彎曲する氣味あり。「ハコガマヘ」の匚は正方形の一邊が缺けたる形なり。されど筆寫の時は、強ひて區別する要なかるべし。

六、雜

【乙】 他の字を遠らざるも遠といふは、文字其のもの形によれるならん。

【几】 人の歩む形に象る。故に必ず脚としてのみ用ふ。「ニンネ

ウ」といふは、其の音に據れり。

【几】 机の本字。「ツクエ」の象形なり。「キネウ」といふは其の音に據れり。

【支】 十と又との合字。又は手、十は竹の一半なりといふ。即ち手にて一半を分ちとるなり。故に「ワカツ」・「エダ」・「モチササフ」の義なり。「ネウ」とはいへど、偏に用ひらるること殆どなし。

【文】 もと美しき形「アヤ」の義なり。文章といふも同義なり。さて此の文の義を有する文字の旁に此の文の字を用ふるものなし。旁に義を有する文字にて文に類するは、改・攻・放・教等の如く、いづれも支に屬するものなり。文の旁となるは汝・蚊・紋等の如き二三音を示すに過ぎざれば、此の外は旁はすべて支に屬することを知らしめたし。文の義を有する文字は、夔・斑・姪(此の字「ブンネウ」の形を示す)等なり。

【日】 口のものいふことを指し示せる文字。「ヒラビ」といふは日を平めたる形なればなり。曼・書・最等は、日には關係なき文字なり。形の上より此に屬せしめたるなり。

昭和七年十月十五日印刷
昭和七年十月十九日發行

(非賣品)

不許複製

編輯者 東京市神田區錦町一丁目十番地 株式會社 明治書院

取締役社長 三 樹 退 三

印刷者 東京市神田區三崎町三丁目八十九番地 細谷祐三

發行所

東京市神田區錦町一丁目
振替口座東京九九一五番

株式會社 明治書院

電話神田(25) 一四一四番





